

事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部 行財政・金融チーム

1. 案件名（国名）

国名： 南スーダン共和国（南スーダン）

案件名： 和名 税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2

英名 The Project for Capacity Development of South Sudan

Customs for Introduction of Harmonized System Code Phase2

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における税関セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

南スーダンは2011年7月9日に独立国家となったが、同国経済は原油収入に過度に依存しており、原油収入が2010年の同地域のGDPの71%、歳入の98%を占めている。このような状況において、南スーダンの歳入庁税関局が適切な業務により関税収入を増加させるという役割の重要性が増大している。とりわけ、内陸国である南スーダンは外国貿易の大部分をケニア及びウガンダとの国境での貿易に依存しており、国境における税関手続きの適正化及び効率性の向上による税関近代化が非常に重要である。

こうした状況下において、JICAは2011年から2013年にかけて、南スーダン税関（以下「SSC」という。）に対して個別専門家の派遣を行い南スーダン税関セクターの能力向上支援を行い、また2016年から2019年にかけて「HSコード導入による税関能力強化プロジェクト（以下「前フェーズ」という。）」を実施することでジュバにおけるHarmonized Systemコード（以下「HSコード」という。）に基づいた税関行政の実施を行ってきた。同プロジェクト実施中には政情不安により一時期国外退避を強いられる事態が生じ、また同国に2018年より新設された歳入庁（以下「NRA」という。）を新たなカウンターパートとするなど、状況の変化はあったものの、HSコードに基づく関税率表の適用やHSコードに基づく業務をSSC内で推進するHSユニットの設立等、一定の成果を達成した。

しかし依然として、南スーダンで最大の輸出入取引が行われているニムレを始めとした国境事務所での税関手続きは、職員の能力の低さや理解の欠如から、非効率な状況が続いている。また、南スーダンの税関申告書は東部アフリカ共同体（以下「EAC」という。）のSingle Administrative Document（以下「SAD」という。）に基づいて改訂されたものの、未だ同国の独自の慣習による曖昧な手続きが続いている。このため、EAC規定に準じた制度を実現する環境が整備されることが必要となっており、また今後はEAC域内からの輸入品とそれ以外の地域の輸入品を区別する原産地規則に係る取り扱いも必要となる。

南スーダンにおいて税関セクターの政策としては、南スーダン税関サービス

戦略5 5年計画（South Sudan Customs Service Strategic Plan）を策定している。2012-2017年までの5年計画においては、「国際基準に基づく的確な関税徴収制度の確立」をビジョンに掲げ、「関税収入の増加と貿易の円滑化を通じて、南スーダンの経済・社会成長をもたらす税関行政の実現」をミッションと定めた。同計画では、ミッション達成に必要な戦略目標・計画10項目を設定しており、その中に「HSコードを用いた関税率表解説」（HS Explanatory Note）に基づくガイドラインの作成などが含まれている。

SSCはさらに、2015-2019年の税関戦略5年計画を策定し、その実現に向けた取り組みを進めている。同計画では、「国際基準に沿って国家歳入庁の一部局として、または税関単独で近代的な税関当局を実現する」ことをビジョンに掲げ、「関税収入の増加と貿易の円滑化を通じて、南スーダンの経済・社会成長に貢献する税関行政を実現する」ことをミッションのひとつとしている。

（2）税関セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

我が国は「対南スーダン共和国事業展開計画（2011年10月）」において、援助重点分野として、「新国家建設支援（インフラ整備・ガバナンス能力強化）」を掲げている。JICAは同重点分野のもと、「行政能力強化プログラム」を掲げ、新国家の機能整備にあたってガバナンスに係る課題等が山積している状況に鑑み、行政能力強化及び民主的な国家建設の推進の支援を掲げており、ガバナンスの改善と共に、徴税能力強化に貢献する本件の実施意義は高い。

これまでJICAでは、「南スーダン政府能力強化（税関／メディア）（2011-2013）」及び「HSコード導入による税関能力強化プロジェクト（2016-2019）」にて税関職員及び通関業者に対する能力強化を実施している。本事業はこうしたこれまでの実績を踏まえ、HSコードの更なる展開を含む税関職員の能力向上を目指すものである。

また、本事業は、重点課題「経済成長の基礎及び原動力の確保」に基づく事業戦略「公共財政管理・金融市場整備」に位置付けられるものであり、本事業を通じて東部アフリカ地域の域内貿易活性化及び連結性向上に資するものである。なお、こうした取り組みは貿易と投資の促進、ビジネス環境の改善及び連結性の向上に寄与するものであり、SDGsゴール8（持続的・包括的な経済成長）に貢献するものと考えられる。

（3）他の援助機関の対応

アフリカにおける貿易円滑化支援を行う TradeMark East Africa（以下「TMEA」という。）が税関分野の支援を行っている。主な内容は、ニムレ国境の One Stop Border Post（以下「OSBP」という。）化と保税輸送貨物を管理するカーゴトラックシステム構築の構築である。OSBP化の取り組みは施設建設等が進んでおり、施設のICT促進も実施されている。

また、International Organization for Migration（以下「IOM」という。）は主に国境施設の関係者の手続き効率化に係るワークショップ等を行っており、その一部として OSBP の機能化支援も実施している。

国連開発計画（以下「UNDP」という。）の NRA への協力としては税徴収システムの構築や州政府の税収能力強化等が行われており、ニムレにおいても国レベルと州レベルの徴収権限の整理などを行っている。

また、アフリカ開発銀行はこれまで NRA の ICT 機能強化を継続してきており、今後は原産地規則に係る取り組みを検討している。

こうした他の援助機関の活動は JICA が予定する活動と重複することは無いが、国境管理手続きの効率化、原産地規則に係る活動等で今後協力を行える可能性がある。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、南スーダンにおいて、HS ユニットの機能強化、国内での適切な関税率に基づいた税関職員及び通関業者の業務能力向上、及び原産地規則に係る能力強化を行うことによって主要国境において国際基準に即した税関職員の税徴収能力強化を図り、もって通関手続き近代化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

南スーダン全土、ジュバ、ニムレを含む主要国境

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： ジュバ、ニムレにおける歳入庁税関職員、両地域通関業者
上記地域以外の税関職員、通関業者

最終受益者： 南スーダンでの輸出入取引を行う業者

(4) 総事業費（日本側）： 2.90 億円

(5) 事業実施期間： 2020 年 3 月～2023 年 3 月（計 36 か月間）

(6) 事業実施体制： 歳入庁税関局

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 46M/M）：

・短期専門家（総括、副総括、関税分類、研修計画、原産地規則/統計処理、業務調整）

・第三国専門家（必要に応じて）（税関行政）

② 研修員受け入れ：必要に応じて実施

③ 機材供与：必要に応じて実施

2) 南スーダン国側

① カウンターパートの配置

- ・プロジェクト・ディレクター：歳入庁長官（Commissioner General）
- ・プロジェクト・マネージャー：税関局長（Director General）

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

【執務環境】プロジェクトの専門家及びスタッフに必要な執務スペース（一部日本側投入によるスペース改修を検討）、機器

【プロジェクト活動経費】国内研修時の参加者日当宿泊費等（必要に応じて）

（８）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

【南スーダン】「南スーダン政府能力強化（税関／メディア）」2011年1月～2013年3月（個別専門家）、「HSコード導入による税関能力強化プロジェクト」2016年～2019年（技術協力プロジェクト）

これらの案件では南スーダンにおける税関能力向上を行い、前フェーズではジュバにおけるHSコード導入等を実現しており、本案件実施の土台となっている。

２）他援助機関等の援助活動

前フェーズにおいてはニムレでの活動時にTMEAが建設支援を行ったOSBP施設にて研修等を実施した。今回も同施設を利用した研修等を想定している。

また、IOMは国境管理手続き支援を、アフリカ開発銀行は原産地規則に係る活動をそれぞれ予定しており、必要に応じて合同研修を実施するなど、連携可能性を検討する。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：税関行政の適正な執行に向けた規定や手順の整備を行うことで、公正性、公平性、透明性といった国家の信頼性向上に寄与する。

３）ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI(S)「ジェンダー活動統合案件」
<活動内容／分類理由> 本事業では、研修において女性講師を確保する等、女性人材育成に焦点をあてた税関職員や通関業者等への能力強化を予定しているため。

（１０）その他特記事項：本事業は南スーダンが所属するEACと連携をはかることで、同地域枠組みを積極的に活用し、近隣諸国との貿易促進に貢献する

ことを目指す。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標: 国際基準・東部アフリカ地域の基準に合わせ、通関手続きが継続的に近代化される。

指標及び目標値:

指標 1: HS コード変更及び EAC 基準の手続き準拠に伴う法制度が整備される。

指標 2: HS コード関連手順書等が整備される。

指標 3: 世界税関機構により改訂された HS コードに基づき、関税率表が改訂される。

(2) プロジェクト目標: ジュバ、ニムレを含む主要国境において国際基準に即して税関職員の税徴収能力が強化される。

指標及び目標値:

指標 1: HS コードを用いた関税率表解説に基づいたガイドラインが拡充される。

指標 2: 税関業務において拡充されたガイドラインが活用される。

指標 3: EAC 域内(関税撤廃)、域外(関税適用)の各輸入品の原産地を理解し、申告書への記載が行われる。

(3) 成果

成果 1: HS ユニットが継続的に機能化され、能力が強化される。

指標 1-1: HS ユニットの人材が拡充される。

指標 1-2: HS ユニットに対するトレーニング/OJT が 6 回以上行われる。

成果 2: 主要国境(ジュバ、ニムレ含む)の税関職員が HS コードに基づいて適切に関税を課税できるようになる。

指標 2-1: 主要国境の各税関事務所職員に対し HS コードに関する研修が 6 回以上行われる。

指標 2-2: 各税関事務所において税関職員が HS コードを参照した通関業務が行えるようになる。

成果 3: 主要国境(ジュバ、ニムレを含む)の通関業者の HS コードを用いた適切な書類申請に係る能力が強化される。

指標 3-1: 主要国境における 80 社以上の通関業者が HS コードを使用して適切な通関申請を行うためのセミナーに出席する。

指標 3-2: セミナーに参加した通関業者による通関申請の 60%以上が、HS コードを参照したものになる。

成果 4: 税関局の原産地規則に係る能力が強化される。

指標 4-1: 原産地規則に係るセミナーに参加した税関職員の理解度が 70%以上となる。

指標 4-2: 原産地規則導入に向けた取り組みがなされる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・特になし。

(2) 外部条件

- ・南スーダン政府、NRA のガバナンス強化に向けた政策が変化しない。
- ・南スーダンの通関制度が大きく変わらない。
- ・NRA が EAC 通関制度に係る諸手続きを円滑に実施する。
- ・南スーダンの治安状況が安定している。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前フェーズにおいては、第三国で研修が実施される際は関係者に日当を支給し、国内で実施される際は支給しないことで参加者に混乱が生じ、プロジェクト運営に支障をきたすなどの悪影響が生じた。そのため、本事業でも、ウガンダ等での税関職員や通関業者を対象とした研修を予定しているが、本件開始に当たっては第三国での取り組みと国内の取り組みに関し、実施機関側と事前に条件等合意し、参加対象者には実施機関側から条件を説明してもらうことで混乱を避けることとする。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、職員の税徴収能力強化を通じて通関手続きの近代化に資するものであり、SDGs ゴール 8「持続的・包括的な経済成長」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

- 4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上